

役員の報酬等に関する規程

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 至誠会(以下「法人」という。)の定款第八条、第二三条の規定に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員が、その職務のため、評議員会、理事会に出席したときの報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員が、その職務のため、評議員会、理事会に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬、費用弁償の支給方法)

第4条 報酬、費用弁償は通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年 3月23日から施行する。